

[表5.3 都市計画法施行規則第60条「開発行為又は建築等に関する証明願」添付図書一覧]

区分	図書の名称	市街化区域 敷地千m ² 以上で開発行為の無い新築等	明示すべき事項
			留意事項
証明	証明願	○	・正副各一部提出 ・副本は、証明願以外は全て写しで可。 ・建築面積・延べ面積は記載不要。
書類 ・ 図面	付近見取図	○	・著作権に留意(ゼンリン地図等を使用する場合、正本に複製許諾シールを貼付。) ・方位、縮尺を記載する。
	敷地現況図	○	・申請敷地を朱線で枠どり。 ・方位、縮尺を記載する。
	建築平面図	○	・参考図書として添付する。
	土地の公図の写し	○	・申請日原則3ヵ月以内に法務局で取得した原本を添付する。(オンライン取得可) ・申請敷地を朱線で枠どり。
	土地の登記事項証明書	○	・申請日原則3ヵ月以内に法務局で取得した原本を添付する。(オンライン取得可)
	土地利用計画図(配置図)	○	・高低差、崖ライン、擁壁等の構造物、各境界線名を記載する。 ・図面作成者名を記載する。 ・建物配置を図示。 ・申請地を朱線で枠どり。 ・盛土規制法に係る工事の有無を記載する。 ・整地の範囲を超える造成(30cm以上の切盛土)の有無を記載する。
	敷地面積求積図	○	・敷地の求積図及び求積表を添付する。 ・道路後退が必要な場合、後退後の面積の求積図表(証明書の敷地面積として記載する。)を添付。 ・図面作成者名を記載する。
	現況写真	○	・写真に番号を附し、土地利用計画図に写真番号と撮影方向を明示する。 ・写真に申請敷地を朱線で枠どり。
	造成計画平面図・断面図	▲	・整地の範囲を超える造成(30cm以上の切盛土)がある場合、切土は黄色、盛土は赤色で薄く着色し、造成面積を記載したものを添付する。 ・敷地に崖ラインが入る場合は断面図を添付する。・断面図は、境界線は朱線で明示する。 ・平面図は、申請敷地を朱線で枠どり。・図面作成者名を記載する。
協議	埋蔵文化財調査課	○	・協議書の写しを添付する。(増築、改築でも要協議。小規模な増改築で埋蔵文化財が不要と判断すれば協議書不要)。

※ 「○」は必ず添付、「▲」は内容によって添付

※ 上記は一般的な添付書類であり、個別事情により追加の書類が必要となる場合があります。